

【 会 議 録 】(概要)

日時:平成 20 年 11 月 6 日(木) 18:00~21:50

会議名	越谷市自治基本条例審議会 運営・調整委員会 第 8 回会議	場所	越谷市役所第二庁舎 5 階 研修室 1・2
件名 議題	協議事項 (1) 条例の構造について (2) 主な用語の定義について (3) 今後の運営・調整委員会の進め方について		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
出席者	出席委員 佐々木委員長、飯島委員、小川委員、小河原委員、高橋委員、田部井委員、樋口委員、江利川委員、櫻井(慶)会長 (9名) 欠席委員 櫻井(隆)副委員長、有元委員、山口委員、原田委員 (4名) 事務局 大島企画部長、鈴木企画部副部長、立澤企画課長、中山企画課副主幹、水口同主事、斉藤同主事 (6名) 支援者 : 特定非営利活動法人越谷NPOセンター (2名) 傍聴者 なし		
内 容	別紙 会議録(要旨)のとおり		
合意・決定事項等 ・(仮称)越谷市自治基本条例構造案について、【資料1】[(仮称)越谷市自治基本条例構造案]のとおりとし、11月16日(日)の全体会に提案することとした。 ・「市民」の定義について、【資料2】(主な用語の定義)のうち、【市民の定義】の「市内で活動する者」までとし、今後の議論を進めていくこととした。 ・「市」の定義について、【資料2】のうち、【市の定義】の「議会+執行機関」とし、今後の議論を進めていくこととした。 ・「協働」の定義は「市民と行政と議会が」で始め、以下は、「(仮称)越谷市自治基本条例制定基本方針」にある表現にすることとし、今後の議論を進めていくこととした。 ・運営・調整委員会が素案を担当する部分の「たたき台」は、担当委員が11月18日までに事務局に提出することとした。 ・事務局は、たたき台を運営・調整委員会委員に送付し、次回の運営・調整委員会は、それをもとに素案を検討することとした。 ・各部会が素案を担当する部分については、11月28日までに運営・調整委員会へ提出することとした。 ・運営・調整委員会 第9回会議は、11月22日(土)午後1時30分から開催することとした。			

会議録（要旨）

1 開会

- ・佐々木委員長が、挨拶を行った。

2 協議事項

（1）条例の構造について

- ・事務局から、【資料1】「(仮称)越谷市自治基本条例構造案」について、前回会議の「構造検討資料」からの修正点について説明があった。第5章「住民投票」の担当部会は第1～3部会とする。各論の「自治の推進」の文言は「自治の推進と豊かな地域環境の創造」とする。章と章との間にあった矢印を削除。

(委員長) 11月16日の全体会へ提案する、条例の構造および素案の内容を検討する部会等の割り振りについて、資料1のとおりでよろしいでしょうか。

(A委員) 第4章の「市職員」を「市職員および執行機関」としてはどうでしょうか。「執行機関」という言葉がないので。

(B委員) 用語の定義でもその問題は出てくるかと思うので、その時に市の執行機関の定義について協議しましょう。

(A委員) 条例推進組織についてと住民投票を合体させて“自治のしくみ”というような章を設けてはいかがでしょうか。

(委員長) その2つは自治の基本という意味がありますね。その意味からその2つで章立てすることについて、他の委員さんはいかがですか。

(C委員) 前回の運営・調整委員会でも議論しましたが、条例の執行状況を検証する推進組織は、本条例のチェックをするためのものと考えています。住民投票とは中身が異なるので一緒にはならないと考えます。

(A委員) 執行状況の検証は、行政・議会・市民、この三者が一緒に行う、そういう自治の形もあるのではないのでしょうか。

(C委員) そういう位置づけなら、市政をモニターするというようなチェック機関として位置づけるのが望ましいのではないのでしょうか。

(D委員) まちづくりを担うのは市民およびコミュニティですが、市民が直接市政に参加する住民投票の機会が何年かに1回だけでは市民の期待にそぐわないのではとも考えます。条例の執行状況を市民がチェックする機会がもう少しあっても良いと考え、以前発言があった、福祉オンブズマン制度のようなものを条例の制定後に設けてはどうでしょうか。

(E委員) 市民・議会・行政のそれぞれがチェックするとして、その市民には誰が選ばれるのでしょうか。

(B委員) 公募という形になるでしょう。

(C委員) A委員が言われる市民・議会・行政の三者が一体になったものを作ったとしたら、その委員会の権限をどの辺までにするのが問題になります。

(F委員) 推進組織の位置づけは、明確にするべきと考えています。「自治の基本原則」の位置に入れるのが適当ではないでしょうか。「検証および見直し」では弱い。組織としては市長の附属機関でも良いと考えます。自治基本条例の趣旨に沿って行政が執行されているか、同時に、市民は自治基本条例の趣旨に沿ってまちづくりに参加しているか、また、条例が適正に運用されているかをチェックし、是正も含めて行う機関が必要です。

(B委員) 第7章の中身の議論に進んでいますが、条例の構造に話を戻しましょう。全体会に出す構造案としては第5～7章の並び方がわかりにくいように思います。構造としてこれで良いかを考えまし

よう。

- (G 委員) 条例推進組織の位置づけは、条例の趣旨が適切に行われているかどうかのチェックとしているので、実効性の確保のところ、第 7 章に入れています。確かに、市民の直接参加が住民投票だけでは不足ということも考えられます。そうすると、D 委員が言われたオンブズマン制度のようなものでも良いでしょう。条例推進組織が所管する内容を、行政全体やまちづくり全体に広げるのは、現時点では広すぎると考えています。
- (H 委員) 運営・調整委員会の一致した意見が必要です。
- (委員長) 理念と現実の調整も運営・調整委員会の役目と考えています。この組織が第二の議会となるような議論は、現実的でないと考えています。
- (H 委員) 条例推進組織は、市長に対して意見を出し、市長はそれを受け検討し、その結果、必要があれば議会に諮るなど必要な手続きをとる、というようなことがなされれば良いと考えます。それが住民自治と言えるのではないのでしょうか。
- (B 委員) そうですね。しかし、私の所属部会でも議論されましたが、条例推進組織が大きな権限を持つことになれば、自治基本条例が制定されたあと、他の条例や各種の計画は自治基本条例の推進組織にかけなくては発効できないという事にもつながる。それだけの権限を持つのはいかがかなと思います。
- (委員長) とても大事な議論です。この推進組織について、条例についてだけを見守るものにするのか、それよりも拡大させたものにするのかということですね。
- (C 委員) 位置づけの問題だと思います。推進組織が出した意見を、どの程度の重みで受け取らなければならないかということです。議員も市長も市民が選んでいますので、推進組織は条例の執行状況のモニター程度の役割で良いと思っています。
- (E 委員) 今議論している問題は、設置する際の際の要綱で変わるのではないですか。ここでいう推進組織は、市長の諮問機関という位置づけで良いと思います。
- (H 委員) 条例推進組織は、まちづくりがスムーズに進んでいるかを見る役目を持たせるべきだと思います。「この条例のここに力を入れたほうが良い」など。
- (委員長) 現在も行政評価や政策評価の仕組みがありますから、それらと重複する可能性が出てきます。推進組織の守備範囲を広げるのか限定するのかは運営・調整委員会が検討することですが、全体会にどういう形で提案するのかを決めなくてはなりません。
- (B 委員) 第 7 章については、前回の運営・調整委員会で決まったことなので、このままで良いでしょう。
- (委員長) 全体会には構造案としてこれで出すことにして、中身を検討する中で、推進組織が第 7 章では座りが悪くなれば、あらためて第 5 章に入れるなど柔軟に進めていってはどうか。
- (B 委員) 全体会で新たに意見が出れば、構造の組み換えが起こる可能性があります。新たな意見が出た場合は、運営・調整委員会でもう一度検討し、内容を詰めてから全体会に確認するということにしてはいかがでしょうか。
- (F 委員) この部分の決定が次回の全体会で決まらず、12月の全体会となれば、内容の整理はどの程度になるでしょうか。各部会が素案を担当する章以外は、運営・調整委員会が担当していますが、他の部会の委員も意見があるだろうし、他の委員も考えなくてはいけないと思っています。
- (委員長) 資料 1 に記載されている部会等が該当部分の検討を進めることとしますが、他の部分について意見があれば、部会長を通して出していただいで良いものとしています。
- (G 委員) 他市の例では、自治基本条例の見守り隊として推進会議を置くことが検討されています。これに関して、本市の自治基本条例にも同様のものをおくことに、皆さん異論がないものと思います。越谷市には、例えば総合振興計画にはその審議会、また行政経営審議会などがあります。それらをなくすのであればわかるが、そうでないなら、同じような機能を推進組織という組織に持たせるということになるのだと思います。越谷市の実態から言うと、そこまで踏み込んだ組織を作っ

て良いのかということを考えますと、もう少し皆さんで検討することが必要だと思います。

(B委員) そういった意見はとても重要なので、内容を詰めていく中で考えていきましょう。

(委員長) 他には何かございますか。では、次回の全体会にはこの構造案と担当の割り振りを提案するというところでよろしいですか。

合意・決定事項等

・(仮称) 越谷市自治基本条例構造案について、【資料1】[(仮称) 越谷市自治基本条例構造案]のとおりとし、11月16日(日)の全体会に提案することとした。

(2) 主な用語の定義について

(委員長) 次に、主な用語の定義について協議したいと思います。これから、各部会において素案を検討していくにあたり、あらかじめ、共通して使用する用語について定義しておく必要があります。

・事務局および支援者から【資料2】(主な用語の定義)及び【資料3】(用語の定義 事例比較資料)をもとに説明があった。

(委員長) ここに挙げられている全ての用語について共通理解しておく必要はないと思いますので、各部会にまたがって使用する主な用語について確認したいと思います。また、本日決めた内容は決定ということではなく、素案を作成していく過程で不都合が生じた場合には、調整できるという前提にしたいと思います。まず、「市民」の定義についてご意見をお願いします。

(A委員) 住民と市民は違いますね。市民は、住民に何らかの人が加わったものですね。

(C委員) 仕事や通学で来ている人は、「私は越谷市民じゃないんだけど」とよく言っていますね。でも、この人たちは住民ではなくて市民ですね。「市民等」という言い方もあります。

(A委員) 災害などの時には、「住民」以外にももちろん対象になりますね。

(C委員) 名称をどうするかという問題でもあります。

(支援者) 既存の越谷市の条例では、「まちをきれいにする条例」では、滞在や市内を通過するものを「市民等」と定義しています。「男女共同参画推進条例」では、「市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体」としています。団体を含む場合や市民等という場合などもあります。

(H委員) 区分として、市民は、まちに頻繁に出入りする人で、市のありようにはかなり関係があります。何かを規制する場合、私は市民じゃない、と逃げられるということも考えられます。

(C委員) 自治基本条例の中の用語をどうするかですね。越谷市の他の既存の条例との整合性は必要なのでしょうか。

(支援者) 条例の設置目的によって対象が決まるので、市民の定義は異なることがあります。必ずしもイコールでなければならないというわけではありません。条例の中では、「本条例において」と前置きして定義することになるので、定義はその条例の枠内となります。条例によって、定義の違いは出てきます。

(G委員) 他市の例では、「市民」と「市民等」の二つを入れていますね。「市民」は住民に限定して、使い分けています。そのようにきっちり分ける場合もありますが、「市民」を広い意味にとらえることもできますね。

(I委員) 市から受ける行政サービスや、市民の責務に、住民登録しているかどうかで実際に差がある可能性を考える必要があると思います。

(F委員) 「市民」と「市民等」に分けたほうが良いのではないのでしょうか。

(A委員) 地方自治法には住民という定義があるので、「住民」の言葉も必要でしょう。

(委員長) 「住民」と「市民」の違いは、皆さん共通理解されているようですね。あとは「市民」を広げて考えるかということですね。

(F委員) やはり、住民とそうでない人を明確にした方が良いと思います。

- (E委員)【資料2】の【市民の定義】の (市内に居住する者)から (市内で活動する者)までを「市民」として、 (市内に住所を有する者)を住民とすれば、「市民等」は必要なくなるのではないですか。
- (支援者)現在の感覚で定義する方法もありますが、この条例では、今後を見据えて一步踏み込んだものにしていくかということも確認しながら定義をしていくことも必要かと思います。
- (C委員) の「納税者」などは、例えば、「市内に住んでいないが、市内に土地を所有しているので固定資産税を払っている人など」が想定されますが、これは市民とは言えないと思います。それから、 の「市内で活動する法人その他の団体」とは、法人格を持っていないものも入っているでしょうし、 の「市内で活動する者」のイメージもわかりません。「市民」は の「市内に事務所を有する法人その他の団体」くらいまでではないでしょうか。
- (E委員)近隣市に住みながら、越谷市でNPOとして登録してボランティア活動をしている場合もあります。越谷市のために活動している人も多くいます。
- (委員長)議論の流れからすると、「市民」は までとする考えが多いようですね。
- (B委員)「者」と「人」の使い方についてですが、私は、条文は全て「です・ます調」が良いと思っています。それから言うと、「人」が良いと思います。
- (委員長)どちらにするかは統一しなければなりません、最終的なところであれば良いでしょう。では、続いて「市」の定義に移りましょう。
- (A委員)「市」は執行機関も含むという定義が良いと思います。
- (I委員)では、市職員は含まれますか。
- (事務局)現在、市職員は執行機関に含めています。
- (D委員)市民・議会・行政と、3つが並列でよく表されますね。議決機関と執行機関は分けたほうが良いですね。
- (B委員)【資料2】の 市民+議会+執行機関か、 住民+議会+執行機関、この2つのいずれかですね。
- (G委員)市民を含めるのか、統治機構としての執行機関だけを市とするのかも考えないといけないですね。
- (A委員)「市」は、条文の中にたくさん出てくるのでしょうか。
- (委員長)一般的には地方政府(地方自治体)を市といっていますね。とりあえず、ここでは市の定義を の「議会+執行機関」としましょう。これで良いかどうかは議論を進めながら考えましょう。では、「協働」の定義に移ります。地域づくりなどでは市民相互の協働もあります。いわゆる地方政府との協働はあるのでしょうか。市民・議会・執行機関の協働ということになりますか。
- (D委員)一般に「行政」というと、議会は入ってこない感じがします。
- (委員長)では、市民と行政と議会が、ということにして、以下は、「(仮称)越谷市自治基本条例制定基本方針」にある文章で良いでしょう。
- (C委員)コミュニティの定義も考えましょう。
- (委員長)第3章の「市民・コミュニティ」を担当する第1部会で検討していただくことにしましょう。では、用語の定義については以上のとおりとし、不都合が生じた場合は、再度検討していくことにします。

合意・決定事項等

- ・「市民」の定義について、【資料2】(主な用語の定義)のうち、【市民の定義】の 「市内で活動する者」までとし、今後の議論を進めていくこととした。
- ・「市」の定義について、【資料2】のうち、【市の定義】の 「議会+執行機関」とし、今後の議論を進めていくこととした。
- ・「協働」の定義は「市民と行政と議会が」で始め、以下は、「(仮称)越谷市自治基本条例制定基本方針」にある表現にすることとし、今後の議論を進めていくこととした。

(3) 今後の運営・調整委員会の進め方について

(委員長) 次に、今後の運営・調整委員会の進め方について協議したいと思います。今後は、各部会での検討事項と並行して、この運営・調整委員会においても担当部分について素案を作成していく必要があります。運営・調整委員会の今後の進め方についてご意見がありましたらお願いします。

(会 長) 全体会で、構造案の分担について、「ここをぜひ私が」という委員さんがいらっしゃれば、ぜひ検討していただければと思いますが。

(A 委員) たたき台を考える人数は少ないほうが良いでしょう。

(H 委員) 部会でも素案起草の仕方を議論しました。皆さんが作ってくるか、たたき台を誰かが作ってそれをもとに皆が議論するか。そこで私の所属部会では、1人の委員がたたき台を作ることになりました。

(運営・調整委員会が素案を担当する部分は、委員の挙手により担当の割り振りを行った。)

(会 長) 前文は最後に残しても良いですね。

(委員長) 前文はです・ます調が良いでしょう。素案の作成の後に検討されるであろう「条例の解説」もです・ます調ですね。本文はどうでしょうか。

(F 委員) 新しい試みとして、条例本文も「です・ます調」としてはどうでしょうか。最終的にそれを「である調」に変えることもできますので。

(事務局) 素案の作成期限についてですが、12月中に素案を固めないと1月に公表やパブリックコメントを行うことができませんので、調整をお願いします。

(素案たたき台の作成期限や、会議日程の調整が行われた)

(委員長) では、たたき台の作成については以上のとおりといたします。

合意・決定事項等

・ 運営・調整委員会が素案を担当する部分の「たたき台」は、担当委員が11月18日までに事務局に提出することとした。

・ 事務局は、たたき台を運営・調整委員会委員に送付し、次回の運営・調整委員会は、それをもとに素案を検討することとした。

・ 各部会が素案を担当する部分については、11月28日までに運営・調整委員会へ提出することとした。

・ 運営・調整委員会 第9回会議は、11月22日(土)午後1時30分から開催することとした。